

第1回 甲賀市自治基本条例策定委員会 会議録（概要）

【日 時】 平成25年7月25日（木） 10時～12時5分

【場 所】 碧水ホール

○出席委員：13名（委員総数15名）

小林委員、村上委員、山川委員、寺田委員、安達委員、黄瀬委員、穴戸委員、大原委員、橋本委員、増山委員、田中委員、三浦委員、馬場委員

庁内作業チーム：10名（委員総数22名）

柚口委員、奥山委員、藤村委員、谷委員、廣岡委員、田嶋委員、澤田委員、呉竹委員、中島委員、清水委員

オブザーバー参加：あいこうか・市民活動ボランティアセンター 宮治氏、大平氏

事務局：岡田、平尾、中島、清水、築島、川上

○次 第

1. 開会（市民憲章唱和）
2. 委員委嘱
3. 市長あいさつ
4. 議事（1）委員長・副委員長の選出  
（2）会議の公開について  
（3）自治基本条例策定委員会の基本ルールについて  
（4）今後のスケジュールについて
5. 閉会

■ 1. 開会

○事務局

みなさま、おはようございます。本日はお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。

定刻になりましたので、ただいまから第1回甲賀市自治基本条例策定委員会を開催させていただきます。

会議に先立ちまして、市民憲章の唱和を行いますのでご起立をお願いします。

市民憲章につきましては、本日お配りしております会議次第の裏面に記載しております。

（市民憲章唱和）

■ 2. 委員委嘱

○事務局

ありがとうございました。

策定委員会に先立ちまして、甲賀市自治基本条例策定委員の委嘱を中嶋市長からさせていただきます。

委嘱をさせていただく皆様のお名前をお呼びさせていただきますので、その場でご起立いただきますようお願いいたします。

(委員名呼び上げ)

本来であれば、委員の皆様お一人お一人に、市長から委嘱状をお渡しさせていただくべきではございますが、策定委員会でのご協議の時間もございますので、皆様を代表して、三浦浩一様に市長から委嘱状を交付させていただきます。

○市長

三浦浩一様、あなたを甲賀市自治基本条例策定委員会委員に委嘱します。任期は、平成25年7月25日から自治基本条例の制定の日までとします。

平成25年7月25日

よろしく願いいたします。

○委員

みんなで頑張らせていただきます。

■ 3. 市長あいさつ

○事務局

ありがとうございました。ここで、甲賀市長中嶋武嗣が委員の皆様にごあいさつ申し上げます。

○市長

みなさん、あらためましておはようございます。今日は、甲賀市自治基本条例策定委員会を開催させていただいたところ、大変お忙しい中ご参加ご参集いただき、心からからお礼申し上げます。

平素、皆様におかれましては市政推進にそれぞれの立場で、またあらゆる場所でご活躍をいただき、ご尽力いただいていることあらためて衷心より御礼申し上げるところでございます。

ただ今、委嘱状をお渡しさせていただいたときに、代表の三浦様から「みんなで頑張らせていただきます」というお言葉をいただきました。大変、心強い思いを感じております。

委員会の皆様には当市の自治基本条例の策定委員としてこれからお世話になるわけですが、どうぞよろしくお願い申し上げたいと思います。

さて、ここ十数年前まで滋賀県下には50の市町村ございましたが、合併が進んだ

ことで13市と6町、あわせて19の市町となっています。

少子化・高齢化もだんだん進んでおり、甲賀市においても高齢化率が22.9%まで至っております。地域によっては30%を超えるところもあります。そんなわけでございますが、199の区・自治会があるなかで、平成23年度には新しいまちづくりを目指すべく小学校区単位をひとつとして20年、30年先まで、しっかりとした地域自治の基盤を築くため、新しいコミュニティ枠を設けさせていただいたところです。まちづくりはみんなが汗をかかないと、理屈ばかりでは進まないことから、知恵を出し、助け合いながらともに汗をながしながら設立をお願いしたところでございます。また、この自治基本条例に関係して、議会基本条例についても並行して取り組んでおられることをお聞きしています。あくまでも私たちの自治基本条例は、地域の愛情やまちづくりの情熱をともに熱く語っていただき、市民生活の幸福につながるような施策を根底に置いたものでなくてはならないと思っています。

NPO や市民団体の皆様を含めた、自助・共助・公助による共生社会を具現化する手立てとしてこの時期が一番好ましいと思ひ発起をさせていただいたところです。

この自治基本条例は流行に乗ってしまい、他の自治体でも制定しているから当市でも取り組もうというものであってはいけないと思います。

市制の大きな節目である10年を迎える時期に合わせ、私が申し上げております「生活感幸」を、市民の皆様が生活に幸せを感じていただけるような理想郷甲賀を目指す、そんな自治基本条例であっていただきたいと思っています。

すばらしい条例案をまとめていただければと心からお願い申し上げ、あいさつに代えさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

#### ○事務局

それでは、議事に入らせていただきますが、当委員会条例第6条では委員会の委員長が議長となるとなっております。

委員長が選任されるまでの間、総合政策部長が代わりまして議事を進めさせていただきます。

#### ○部長

総合政策部長の岡田でございます。委員長が選任されるまでの間、議事を進行させていただきます。

議事に入らせていただく前に、委員会の成立について、事務局から報告させます。

#### ○事務局

本日の委員会について、ご報告させていただきます。甲賀市自治基本条例策定委員会第6条第2項では、会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができないとされております。本日の委員会には、委員総数15人中、13人の委員にご出席いた

だいておりますことから、会議開催の要件を満たしていることをご報告させていただきます。

#### ■ 4. 議事

○部長

それでは議事を進めさせていただきます。まずは、議事の1点目、委員長、副委員長の選出についてです。自治基本条例策定委員会条例第5条では、委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定めるとされています。この委員長、副委員長の選出方法についてご意見等はお伺いします。

○委員

事務局から推薦されてはいかがでしょう。

○部長

ただ今、事務局の提案、推薦というご意見をいただきました。皆様、いかがでしょう。

— 異議なし —

○部長

異議なしの声をいただきました。それでは、事務局から委員長・副委員長の腹案を報告してください。

○事務局

事務局としましては、委員長に小林慶太郎委員、副委員長には馬場康次委員にお願いできればと思っております。

○部長

ただ今、当委員会の委員長には、小林慶太郎委員、副委員長には馬場康次委員を、との提案がありました。委員の皆様、いかがでしょうか。

— 拍手 —

○部長

大きな拍手がございました。委員の皆様から異議なしの意味合いの拍手をいただいたと理解しております。

それでは、小林委員、馬場委員、よろしいでしょうか。

— 同意 —

○部長

ありがとうございます。

お二人にも同意をいただきましたので、本委員会の委員長には、小林慶太郎委員、副委員長には馬場康次委員にご就任いただきます。よろしく願い申し上げます。

小林委員長、馬場副委員長におかれては、委員長・副委員長席にお移りください。

○事務局

それでは、就任いただいた小林委員長と馬場副委員長からごあいさつをいただきます。まず、小林委員長、よろしく願いします。

○委員長

あらためましてこんにちは。四日市大学の小林でございます。みなさん初対面ですのでそれぞれどういう知見をお持ちかわからないわけですが、できるだけみなさんの知恵やアイデアを引き出しながら、調和してまとめ、いい条例案を作りたいと思いますので、どうぞご協力の程よろしくお願いいたします。

○副委員長

突然、副委員長のご指名をいただき、もとよりそのような者ではございませんが、委員長の小林先生のもとに、皆様方のお役に立てればと思っております。自治振興会の立ち上げを検討させていただいた自治振興委員会の委員をしていたそのご縁から、今回、この自治基本条例策定委員にも一生懸命取り組ませていただきます。ともに長丁場、頑張っていきたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

○事務局

ありがとうございました。それでは、ただ今就任いただきました小林委員長に、市長から甲賀市自治基本条例策定についての諮問をさせていただきます。

○市長

甲賀市自治基本条例策定委員会 委員長様。 甲賀市自治基本条例について（諮問）。

甲賀市自治基本条例策定委員会条例第1条の規定により、まちづくりの基本となる考え方や、市民、議会、行政それぞれの役割、市民参加の仕組みなどを市民自治の主体者である市民の皆様との協働で進めていくための規範となる甲賀市自治基本条例案の策定につきまして、ご審議いただきますよう諮問します。

平成25年7月25日甲賀市長中嶋武嗣 どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長

一同、力を合わせて、しっかり取り組んでまいります。

○事務局

ありがとうございました。委員の皆様には申し訳ございませんが、中嶋市長はこの後、他の公務が控えておりますので、この時間をもって退席させていただきます。

○市長

どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局

これからの議事につきましては小林委員長にお願いしたいと思います。

ここで、本日出席の職員についてご紹介します。私からみて左側にいる職員は自治基本条例策定にかかわる庁内作業チームのメンバーです。今後、この委員会の場でもみなさんと意見を交わすこととなりますので、本日同席させていただいております。よろしくようお願い申し上げます。

遅くなりましたが、本日進行を務めさせていただいております総合政策部の平尾と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

後ろには事務局の地域コミュニティ推進室が同席させていただいております。

それでは、小林委員長に議事の進行をよろしくお願いいたします。

○委員長

それでは、市長さんから甲賀市自治基本条例について諮問をいただきましたので審議していきたいと思えます。

みなさんの殆どが初対面だと思いますので、それぞれどういう背景をお持ちでどういことをこれまで頑張ってきたのか、多少なりともわかっていると話もしやすいと思えます。

次第には書かれていませんが、名簿順でお一人あたり30秒から1分程度で簡単に自己紹介をしていただければと思えます。

○委員長

名簿順でいきますと、私からですね。山の向こう、三重県からまいりました四日市大学の小林です。亀山市の自治基本条例や鈴鹿市のまちづくり基本条例などいくつかの市町で基本条例に携わってきました。そういったご縁もあって今回、1号委員と任命していただき、はからずも委員長となりました。皆様と一緒に頑張りたいと思えます。よろしくお願いいたします。

○委員

区長連合会の会長をさせていただいております村上です。よろしくお願いいたします。会長職も順番でまわってくるもので、行政のこともわかっておりませんし、何分素人ですが、かえってしがらみがない分、素人の意見を出せると思っています。子供も孫もみんなが住みよい市になるよう心掛けてこの策定委員会に携わりたいと思っています。

○委員

みなくち自治振興会の山川といいます。先ほど市長のあいさつにもありましたが、新しいコミュニティの形ということで自治振興会が2年前に設立されました。私が区長理事をしていた時に自治振興会の設立に精進してまいりました。地域のことは地域で行うという考えのもとでまちづくりに励んでいます。東海道筋の真ん中に事務所があり、お隣の土山町とも自治振興会として東海道つながりで関わっていきたいと思えます。

○委員

信楽の神山にある「いい顔づくり委員会」に所属しております。この委員会ではまちおこしとか地元の山や滝などのアピールや、イベント企画、また地元の歴史について考える活動などしています。場違いなところへ来たなというのが本音で、何もわかりません。みなさんとともに一生懸命考えていきたいと思えます。どうぞご指導くださいますようよろしくお願いいたします。

○委員

水口で子育てサークル「チアーズ・ステーション」の代表をしております安達みりです。水口スポーツセンター「ウェルビー」の場所を借りて、毎週金曜日に0歳から3歳ぐらいまでの子どもさんとお母さんの集う場所、未就園児の親子サロン広場を開催しています。お母さんの中には手作りが上手な方やいろんな趣味をお持ちの方がいらっしゃいますので、その方を集めて手作り市などもしています。子育てから始まるまちおこし、まちづくりをできればと思えます。私も素人ですのでみなさんのお力をお借りしながら、私自身も勉強しながら務めさせていただきます。

○委員

8番目にあります宍戸俊夫と申します。人材活性化事業運営委員長をさせてもらっています。団塊の世代です。数年前に会社勤めが終わり、その後は区長、区長理事を務め、また自治振興会の立ち上げにも関わっていました。そういったことを経て、地域デビューをしたところでした。昨年までは今年度実施されている「まちづくり JUKU」の検討委員もさせていただき、今年度はその運営委員をしております。よろしくお願いいたします。

#### ○委員

2号委員で6番にあげていただいております、甲賀市社会福祉協議会代表の黄瀬聖師といたします。実は6月1日付で甲賀市社会福祉協議会は任期満了に伴う役員改選が行われ、これまで理事をしていましたが、今回の改選で副会長に就任いたしました。本来であれば、この委員会には会長が出席するもの思っていたのですが、私が参加させていただくこととなりました。福祉の関係をこの基本条例の中で活かせたらと思います。よろしくお願いいたします。

#### ○委員

更生保護女性会の大原和代と申します。更生保護女性会というのは、保護司の先生方のもとで、罪を犯した者の社会復帰に向けて私たちが生活をしやすいようにするのが本来の業務なのですが、主に犯罪が起こらない地域を作るために子どもたちの安心・安全を優先した活動を行っています。現在、甲賀地区には1,221名の会員がおりますが、年々減少しています。皆さん方のご指導を仰いで、みなさんと一緒に考えていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

#### ○委員

3号委員で公募の橋本博行です。私も山川委員と同じように自治振興会の役員をしております。定年前は国家公務員として行政管理庁の総務庁系列に務めていました。地方自治法はあまり詳しくはありませんが、国や地方公共団体の組織関係などは仕事の関係上、ある程度詳しいかと思っております。内規作成の経験がございましたことから今回、自治基本条例策定委員会に応募しました。住民自治を考えた場合に、自治基本条例などを策定し、広く住民に考えてもらう機会が必要だろうと思っております。よろしくお願いいたします。

#### ○委員

増山と申します。よろしくお願いいたします。土山町の地元の企業に勤めています。また、30年ほど土山小学校でサッカースポーツ少年団の指導をしており、子どもたちにはいつもチャレンジすることの大切さを教えています。父親でもありますので次世代のために少しでもよいまちになればと思います。行政に関しては素人ですが、失敗してもなんとかチャレンジしようと思い応募しました。勉強させていただく中で少しでも役に立てればと思います。よろしくお願いいたします。

#### ○委員

甲賀町から参りました田中でございます。よろしくお願いいたします。旧町の時から市になれば自治基本条例が制定される方がいいと議員時代から申し上げていました。9年余りが経過し、ようやく制定する機会ができたと思っております。合併当初と社会



的な背景等は異なりますが、今の時代においては市民参加や協働のまちづくりといったことが重要視されるようになりましたので、早く制定したいと思っています。よろしくをお願いします。

#### ○委員

三浦浩一と申します。旧甲賀町で木材の販売、工事の請負業をしています。現役世代で零細企業が経済の波にのまれながら、将来に向けた商売のあり方について常々考えております。旧甲賀町の時に総合計画の委員として携わっていました。その関係で市になっても総合計画の策定でお世話になり、この策定委員の名簿に挙げていただいております。行政、政治も素人ですが、みなさんと同じように一生懸命、勉強しながら進んでいきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

#### ○副委員長

土山町の馬場康次でございます。旧土山町時代から住民自治に関わりがございまして、29歳の時から土山町の町会議員を3期させていただきました。条例の改廃等の経験は多少関あるものの、条例づくりは初めてですので、これからの仕事と感じているところです。私の地域は土山町の山内というところで、山内自治振興会を立ち上げさせていただき、1期会長を務めました。今年度は新しい会長へバトンタッチした次第です。また、会社の方は零細企業で経営をしており、法規については私がこれまで携わってきましたので多少は知っておりますが、専門的な知識はございませんので、みなさんと一緒に協議させていただければと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

#### ○委員長

はい、みなさんどうもありがとうございました。少しはみなさんのことがわかったのではないのでしょうか。これからお互い議論していく中で持ち味というものを出示いただければと思います。

本来ですと次第に基づいて次の議事に進んでいくところではありますが、実は事前に事務局から10分程度で条例についてお話できないかという提案がありましたので、別紙に用意しました「自治基本条例の必要性」について、簡単に私から条例ってなんだろうということのお話をさせていただこうと思います。

今、みなさんの自己紹介で法務のことや条例策定の話などがありました。条例という固いイメージがあるのですが、何のために作るのかという点を少し考えていきたいと思っております。

まず、プリントの1番をご覧くださいと思います。先ほど、市長さんから少子・高齢化が進んできているということ、甲賀市においても例外ではないという話がありました。高齢化はどういうことかということ、相対的に高齢者が多いと、相対的に現役

世代が少ない。つまり、税収の増加が期待できないということになります。

高齢化が進むと財政的に甲賀市も厳しい運営を強いられることになります。ところが、その一方で皆さんも日々、感じておられると思いますが、市民のニーズや価値観は非常に多様化しています。甲賀市においても外から引っ越してこられて住まれている新しい住民の方、これまでも甲賀市に住み続けておられるみなさんとは少し考え方や発想が違う方もなかにはいらっしゃるだろうし、世代間の違いもあります。「最近の若い者は・・・」と思っている方もいらっしゃるだろうし、逆に若い世代の方からいうと「頭が固いなあ・・・」といった考え方の違いの差が広がってきています。

その中で、昔なら地域のことは長老がいて、阿吽の呼吸で、暗黙のルールで「この人に任せておけば」「この人の言うことを聞いておけばなんとかなる」というふうにやっていたことが、今はなかなかやりづらくなってきている。ということは、みなさんも日頃の活動を通じて感じておられることもあるのではないかと思います。

一生懸命伝えようとしても伝わらないことや、前提となる価値観が共有されていないことから、こっち向いてやっていこうよと言っているのに、ブレーキをする人がいるなど困ったことがあるのではないのでしょうか。そういう時に、甲賀市のまちづくりはこういうルールでやっていくという何か共通の理解、前提があればやりやすい。おそらくそのようなことが一つの引き金になっていると思います。

それからもう一つは地方分権が進んできて、旧町より市でできることが多くなってきた。それが逆に言うと、市としていろんな説明責任を果たしていかななくてはならない。市民からすれば「なぜ市はそのような判断をしたのか」「よその市ではあのやり方をしているのになぜうちの市はこのようなやり方をするのか」などいろいろでできます。その時に、「いや、甲賀市はこういうルールに基づいて判断・確定しているのですよ」というのがなければ、市役所側も混乱するし、市民も「市役所はその時々で勝手な判断をするぞ、信用ならない！」ということになる。市役所にきちっと判断してもらい、コントロールするためにもルールが必要ということです。

市は財政的に厳しい中で、あれもこれもできる状況にない。では何をやっていけばいいのか何をやらない方向になっていくのか、いろんな物事の判断をしていただくためのルール作りということでこの自治基本条例があるわけです。

“条例”という難しい印象がありますが、ルールというか判断のよりどころと書いていただければと思います。

2番のところですが、「補完性の原則」という考え方を示しています。できるだけ小さな単位でできることを実施していく、個人でできることは個人、個人でできないことは家族で、家族でできないことは隣近所で助け合う、その延長上に区や行政がありますが、隣近所ではできないけども、役所に頼るほどでもない場合はこれまでの区・自治会もありますし、平成23年から自治振興会という仕組みができて頑張っている、それが今の甲賀市の姿だと思います。そういったものをきちっと位置づけていく。今までは、言われたからやっているけども、自治振興会や区・自治会といった組

織がどういう役割を果たすものなのかを位置づける必要がある。それと、市行政が直接やらなければならないこととの役割分担も考えていくことも一つだと思います。

様々な役割分担のルールや、あれか・これかの何を選んでいくかのルール、あるいはベースとなる考え方、人権尊重も含めて盛り込んでいくのが条例を作る意義であります。

では、他の自治体ではどのようなことが書かれているのか、大まかに5項目を挙げてみました。先ほど市長から「まちづくりの基本となる考え方や、市民、議会、行政それぞれの役割、市民参加の仕組みなどを市民自治の主体者である市民の皆様と協働で進めていくための規範」そういったことを考えてくださいという諮問をいただきました。よその真似をする必要はありません。合併ということに関して田中委員でしたか、市になると同時にこの条例が必要だったと思うということでしたが、お隣の伊賀市では合併して市になる瞬間に自治基本条例を作られた。ところが、新市としての運営がまだ始まっていない段階で、どういう問題が発生するかわからない中で条例を作ったため、条例に描いたような理想通りに物事が進まず、苦労されたという話を伺っています。

逆に甲賀市は合併後、旧町単位の文化がそれぞれある中ですり合わせをしながら新しい市を築きあげたという積み重ねがあります。甲賀市としてのルール、方法が見えてきた部分もあるでしょうから、これが甲賀市スタイルだという確立されつつあるものを明文化していくことも一つのやり方です。

あと、もうひとつ、総合計画に携わってこられたという方、三浦委員がそうですね、では、総合計画とこの自治基本条例はどう違うのか、どちらも自治体の大元、根幹であるとよくいわれますが、「何をやっていくか」という、やることが書かれているのが総合計画ですが、「どうやるのか」という、やり方、手段について書かれているのがこの自治基本条例です。

例えば、役所だけでやるのではなく、市民との協働や、住民参加、公平性を重視したやり方などの内容を記載するのが自治基本条例であり、こういうすみわけがあることをご理解いただくとわかりやすいと思います。

だいたい10分程の話になったと思います。次第に書かれていない内容で恐縮ですが以上で終わります。わからない点はお聞きいただければと思います。

では、次第に戻って議事を進めていきたいと思います。2点目、会議の公開について事務局から説明をお願いいたします。

## ○事務局

会議の公開について説明する前に、本日お配りしています資料の2、甲賀市自治基本条例策定委員会条例ですが、今後、策定委員会の会議はこの条例に基づいて開催しますので、主要な個所についてご説明申し上げます。

第1条の設置について、先ほど市長から諮問がありましたが、この組織は必要な事

項の調査及び審議を行うため、地方自治法に基づいて設置した委員会であります。

第2条は所掌事項です。条例に規定する事項、内容等の調査及び審議に関すること、条例の素案の作成に関すること、条例に係る広報及び啓発に関すること、その他条例の制定のために必要な事項に関することが書かれています。

第2条第2項で結果については市長に報告するものとなっており、条例案がまとまった段階で市長に答申いただくことになっています。組織については20人以内となっており、委員会としては15人の組織とさせていただきます。

第4条は各号にそれぞれのお立場で先ほど、委員紹介をさせていただいたとおりです。第2項には任期が書かれています。自治基本条例の制定の日までとなっています。委嘱状にも記載しておりますが、概ね2年程度を考えているところですが、審議の内容、協議の経過を踏まえてそれ以上の期間になる場合も想定しております。

第5条、委員長・副委員長は先ほど選任いただいたときにご説明いたしました。互選でお選びいただいた内容が記載されています。

第6条は会議の開催要件を記載しています。過半数出席が要件です。また、議決については出席した委員の過半数で決めることとなっており、同数の場合は議長の決するところによります。

第8条はこの委員会の庶務は総合政策部となっておりますが、地域コミュニティ推進室が担当課となっております。

また、条例の失効については、第1条に掲げる自治基本条例の制定の日をもってその効力を失うとなっております。議会に諮り議決された日以降、制定の日が決まりますので、委員会条例も失効します。

以上、この委員会においては自治基本条例策定委員会条例に基づき会議をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

では続いて、会議の公開について担当から説明いたします。

## ○事務局

傍聴マニュアルについて、事務局から提案させていただきます。会議は基本的に公開でお願いしたいということから、今回はご案内しておりませんが、2回目以降は公開で傍聴も可能となるように傍聴マニュアル(案)を作成しました。手続きとしては、途中入室は困りますので基本的には開始の10分前までには入っていただく。定員は、会議室の収容人数から10人程度としています。3番目の傍聴席に入ることができない方について、会議を妨害して人に迷惑を及ぼすようなことであればお断りします。ここには記載されていませんが、小さなお子さんや赤ちゃんが泣きだしたりすると会議に支障が出ると思います。4番目は傍聴者の守るべき事項を挙げています。あくまでも傍聴ですので一切の発言はお断りします。飲食・喫煙はできませんが、お茶などの飲み物はかまいません。写真、ビデオ等の撮影又は録音はできません。ただし、特に委員長の許可を得た場合はこの限りではありません。本日ビデオ撮影しているのは

市の広報課と市が進めている情報基盤整備の事業者である「あいコムこうか」が会議の様子を撮影させていただいております。一般の方が録音する場合は委員長の許可を得ていただく必要があります。また、むやみに席を離れることはできませんし、携帯電話のマナーについても記載のとおりです。もしルールを守っていただけない場合は、委員長から退室の指示を出していただきます。会議の傍聴に関して必要なことは委員の皆様のご意見を聞きながら考えていただければと思います。

○委員長

事務局からご説明いただいた傍聴マニュアルは(案)となっています。早速ですが、策定委員会条例では条例の制定のために必要な事項に関することが所掌事務でありますので、皆さんで決めていかななくてはなりません。今説明いただいた案でいいかご意見をお願いします。

○委員

どのような方法で傍聴者を決定するのでしょうか。

○事務局

あらかじめどういう団体でどこから来られたかを名簿に記入していただいたうえで入室していただきます。特に申請書を書いていただくようなことは考えていません。

○委員

会議の開催日が何時なのか、傍聴したくてもわからないのではないのでしょうか。

○事務局

のちほど、スケジュールについては説明しますが、会議の日程については市のホームページで公開します。また、マニュアルの3番目、傍聴席に入ることができない方については入口に掲載します。

○委員長

今後については市から委員会開催のスケジュールが発表され、ご覧になっていただくこととなります。傍聴は原則として10人ということですが、先着順ということでのよろしいですか。

○事務局

はい、先着順でお願いします。

○委員長

もし、30人、40人こられた場合は先着で定員になり次第、締め切るということですね。ほかにご質問はどうでしょうか。

○委員

公開にしなければならない理由はなぜでしょうか。

○事務局

自治基本条例というのは市民の皆さんとの共有が大切だと考えていますので、一部の方だけの意見で作っていくものではなく、15人の策定委員の皆さんからの意見を元に素案ができ、幅広く多くの市民に対し説明していただく中で、そこでの意見も吸収しながら、案を練っていただく。そういうプロセスを踏まえ、どういう意見が出たのかをオープンにしていくことで、関心のある方、そうでない方にも関心を持っていただくための公開としていきたいと考えています。

○委員長

もし、会議の議論の中で、個人情報に関わることについて公開に不相当だということになれば、皆さんとの議論でその部分だけは非公開にしようということは決めていくことはできると思います。原則としては事務局から説明があったとおり、多くの方に議論の過程を見せていくということで公開していきたいと思います。他、いかがでしょうか。事務局から提案のあった傍聴マニュアルについて特に修正するような意見は出ておりませんが、原案どおり傍聴マニュアルを認めるということでご異議ございませんでしょうか。

— 異議なしの声 —

○委員長

それではこの委員会は認めていただいた傍聴マニュアルに基づいて今後、公開していくことにしたいと思います。続きまして、議事の3点目であります委員会の会議をする上での基本的なルールについて、事務局で案をご用意していただいておりますのでご説明をお願いいたします。

○事務局

資料4、委員会の基本ルール(案)についてですが、市民参加の開かれた場として、甲賀市における市民主体のまちづくり及び市民参加の推進に資することを目的に設置された自治基本条例策定委員会を円滑かつ効率的に運営するために基本ルールを定めましょうということで案を示させていただきました。大きな1つめは時間を守るということです。本日のように会議開始時間を守っていただくということ、それから、

発言は一部の方に偏ってしまわないように原則1分以内にしましょうということや、会議に欠席、遅刻される場合は事前に事務局へ連絡いただきたいことなどをここに記載しています。

大きな2つめは、自由な発言を尊重することで、①前向きな意見に努める。②一人ひとりの発言を尊重し、自分の主張を押し付けないようにする。③意見に異論があるときは、自分の意見を交えながら述べるように努める。④特定の個人や団体等の誹謗・中傷・批判は行わないようにする。当たり前のことではありますが、基本的におさえていただきたいということで記載しました。大きな3つめは、徹底した議論を行うことで、結論を急がず、お互いが納得いくまで議論を深めましょうということで、①市全体を広い視点で見渡し、冷静に議論を行う②地域、団体の個別利益優先の立場に陥らないように配慮いただきたいことを記載しています。大きな4つめは、合意形成に向けて努力するというので、合意に基づく提言書づくりに向けて、皆さんの総意をまとめていただきたいと思いますので、全員が積極的に取り組んでいくことについて書かれています。少数意見も尊重し、合意した内容は尊重していただくことについて定めています。5つめは、このルール他に予測しない問題への対応や新たなルールが必要になったときは、この委員会でご検討いただきたいと思います。先ほど、会議の公開についてご確認をいただきましたが、ここには書かれておりませんが会議録は事務局で作成しホームページに掲載します。その場合、発言者の氏名を掲載するかどうかをご審議いただきたいと思います。多くの自治体では、例えば、一般の委員の発言は「委員」とし、委員長の発言はそのまま「委員長」、事務局は説明を求められれば「事務局」というのが一般的ですが、委員の皆様からご意見をいただければと思います。

#### ○委員長

会議録の話は後にして、先に委員会の基本ルールについて話をしたいと思います。これも（案）となっていますが、我々の共通のルールとしてご議論いただきたいと思います。ご意見・ご質問いかがでしょうか。

#### ○委員

1の②「名前を名乗ってから発言しましょう」について、名札があれば名乗る必要はないと思いますが。

#### ○委員長

この件は、事務局が記録を作成する際に録音された内容の確認のためのものだと思います。この場で顔を見ながら話をする時はわかりますが、後で確認すると誰が発言されたかがわからなくなるからではないでしょうか。私からできるだけ皆さんのお名前前で呼びかけるようにしますが、皆さんもどなたの発言だったか記録に残りやすいよ

うご協力をお願いしたいというところでどうでしょうか。

○委員

わかりました。

○委員

1の③「一つの発言は、原則1分以内にしましょう。」についてですが、1分以内となると要点を端的にまとめる技術がなければ難しいと思います。自分の伝えたいことを相手に理解してもらうためには、結論に至るまでの過程を説明しないと相手を説得することができません。普段からしゃべり慣れていなければ1分以内でまとめるのは不可能ではないでしょうか。確かに基本ルールとしてこのような設定はいいとは思いますが、内容によってはしっかり説明しなければ短絡的な討論で形式的な内容に陥らないでしょうか。

○委員

立場上、私もいろんな会議に出席していますが、話の長い、冗長に話をする方が多いです。1分で済むような内容を5分程話される方がいらっしゃいます。そのような方のために多くの時間が費やされてしまうので、この表現について私は残していただきたいと思います。

○委員長

原則1分以内とあります。できるだけ簡潔に話す努力をしましょうという意味ですので、物事によってはきちっと説明しなければ伝わらないこともあるでしょうから、その場合は2分、3分という時間は必要だと思います。ただ、他の会議で見受けられる場合がありますが、大演説される方いらっしゃるんですね。皆さんについては時間管理という点で少し意識していただければと思います。

○委員

1分という時間を表示しなくてはいけないのでしょうか。原則と書かれていますが、数字にこだわらなくても「できるだけ簡潔に」という言葉に置き換えた方がやわらかい感じがすると思います。

○委員

表現の仕方ですが、数字を入れない方がいいと思います。

○委員

私は入れた方がいいと思います。



○委員長

意見が割れておりますが。

○委員

私も1分という数字を入れた方がいいと思います。ただ、他の委員がおっしゃったことも考慮しながら発言されたらどうでしょうか。大事なことは丁寧に、しかし、通常は1分以内を守るようにするという事と。

○委員

同じ内容のことを何度も繰り返し話されたりして、話が長くなってしまった場合は、委員長の裁量でご判断いただければと思います。私は1分という表現は入れておいた方がいいと思います。

○委員長

どうでしょうか、それぞれご意見をいただきましたが、どちらに決まっても大勢に影響はないとは思いますが。みなさんの今の反応から推察して原案どおりでどうでしょうか。

○委員

「簡潔・・・」という表現は人によって解釈が異なると思います。やはり数字をいれて目標をはっきりしておく方がいいでしょう。

○委員長

1分以内といっても杓子定規に時間がたてばおしまいという事ではありません。かといって話が冗長になれば委員長の判断をさせていただく。1分は一つの目安とし、簡潔にご発言いただくという理解ができたと思いますので、このまま原案通りにいかせていただくことでよろしいでしょうか。

— 了解 —

○委員長

他はどうでしょうか。1点だけ私から、1の「時間を守る」の1行目「時間は全員の共有でることを自覚し」の箇所は「共有であることを自覚し」ですね。

他、ご意見ございませんので、事務局提案通りの基本ルールでご異議ありませんか。

— 異議なし —

○委員長

ありがとうございました。私からひとつお願いがあるのですが、大きな2の①に内容的には集約されていると思いますが、議論が白熱してきますとみなさんがしゃべっているうちに自分も話したくなってしまい、他の方の発言にかぶせて発言をしてしまうことがあります。後で会議録を作成する際に誰が何をお話しされていたのかわからなくなってしまい非常に困るわけです。いろいろな人の声が入ってしまうと訳がわからなくなってしまいますので、他の人の意見を尊重しながら、他の人の発言が終わるまでは発言しないということで今後ともよろしくお願いいたします。

続きまして、インターネット上に公開される会議録についてご確認いただきたいと思います。発言者の氏名を掲載するかどうかどうか、事務局から説明がありましたように、他の市では委員さんの名前は掲載せずに「委員」という表現だけに行っているところもありますし、名前を載せて「〇〇委員」とされている自治体もございますが、どちらの方がよろしいですか。

○委員

委員長、副委員長、委員でよろしいのではないのでしょうか。特に個人名は掲載しなくていいと思います。

○委員長

事務手続き的には、会議録を事務局が作成し、次回の会議で皆さんに見ていただき、間違いがないか確認・承認されればインターネット上で公開されるということによろしいでしょうか。

○事務局

はい、その手続きで考えております。

○委員長

その際、どれが自分の発言かを確認できるように内部資料としては〇〇委員という形になるでしょうね。

○事務局

はい、そのようにさせていただきます。

○委員長

公開されるときは、個人名は省きますが、会議の資料としては〇〇委員という名前が入った状態でみなさんにご確認いただくというのが事務局で考えている段取りです。特になければこの形でお願いしたいと思います。

○委員長

では、議事の4点目を事務局からお願いします。

○事務局

それでは、資料の5, 6をご覧ください。A4サイズの縦の表の左側から検討のスケジュール、日程、策定委員会、その右側には職員で構成された庁内作業チームの列がありますが、策定委員会の皆さんと職員のチームで今後、合同で条例づくりを進めていただきます。検討スケジュールの2つめに「自治基本条例についての学習」という段階を踏まえています。いきなり条文作りに入るのではなく、まずは、小グループに分かれていただき、甲賀市の特徴、強み、良いところや弱み、悪いところなどを最初の段階で取り上げていただき、条例でどう盛り込んでいったらいいかをワークショップ形式で作り上げていくことを考えています。このスケジュールには9回目までの日程案を示させていただいておりますので、委員の皆さんのスケジュール確保をお願いいたします。学習の段階を経て、次は自治基本条例の項目・テーマの検討について、ワークショップで出てきた意見をまとめていただく段階があります。その後、部会によるテーマ別検討では、分類した中で3つ程度の部会を事務局では想定していますが、各部会に分かれて項目別の条例骨子案を作成します。3月頃に開催する10回目の委員会では条例の骨子案のまとめとなります。なお、ワークショップは庁内作業チームの職員とあいこうか・市民活動ボランティアセンターのコーディネーターの協力を得ながら進めていただきたいと思います。平成26年度4月以降は骨子案が固まった段階で、市内に23ある自治振興会エリアで説明会を持っていただく、これが学区単位の説明会です。平成26年6月から7月までの約2か月を開催期間とし、そこで多くの市民の皆さんから意見を聞き取ります。次は庁内作業チームで条文の作成作業に入りますが、あくまで条例素案の作成です。条例素案ができた段階で、委員の皆さんにご検討いただき、市へ提案していただきます。また、タウンミーティングとありますが、条例素案を旧町単位に市が説明していきたいと考えています。平成26年11月頃の開催予定です。それと同時にパブリックコメントにて広く市民の皆さんから意見を聞き取ります。最終は平成27年3月の議会に上程し、議会で審議いただきたいと思います。ここまでの全体のプロセス案です。

資料6はA3サイズ横長の資料です。今年度のスケジュールを細かく表示しています。広報の掲載や公募委員の募集、区長連合会、地域区長会や自治振興会代表者連絡会議などへの説明について記載しています。広く市民の皆さんにこのような条例を作っているという説明を兼ねて自治基本条例フォーラムも検討しています。策定委員ワーキング会議は骨子案を分類して、例えば3つぐらいのテーマに分かれて部会別で協議いただくことを想定しています。下から2段目にある庁内作業チームは、過日、勉

強会を持ちましたが、自治基本条例について知識を深めながら策定委員の皆さんとのワークショップを行います。一番下に書かれています庁内検討委員会は作業チームとは別の部長会メンバーで組織されています。6月には庁内作業チームと合同で研修会を開催しました。策定委員の皆さんとは所々で共通理解を図りながら、最終的には市の条例として議会に上程することを目的に確定していきます。また、市内組織で例規審査会がありますので、条文に不整合が発生していないか審査します。以上、スケジュールの説明を終わります。

#### ○委員長

それぞれの会議で、具体的にどのようなことを話し合っていくかおおよそのことが書かれています。皆さんの日程を空けていただきたいということが大事です。過半数の出席がなければ会議は開催できませんので、何とか出席いただけるようお願いしたいと思います。内容としては今年度、前半部分ではみなさん意見を出していただき、年末から年明けにかけては出された意見を元に集約して、条例の骨子案の形に持っていく。それを条例の素案に高めていくと同時に説明会を開催し、市民の意見をどんどん取り込みつつ精度を上げていく。平成27年3月の議会にかけたいということですので、順調にいくと平成27年4月に施行されるイメージで、そこで我々の任期が切れるということです。スケジュールについてご質問はございますか。

#### ○委員

午後と夜という表現がありますが、何時頃をお考えですか。

#### ○事務局

午後は13時30分から15時30分、夜間は19時から21時とっております。ただ、みなさんのご都合がありますので例えば15時30分からということもあるかと思えます。

#### ○委員

ひとつだけ夜という表現があるのはなぜでしょうか。

#### ○事務局

委員長と相談の上、開催日と時間帯を決めさせていただいております。冬場になると道路凍結の心配もありますので、夜間の開催はできるだけ避けたいと考えています。

#### ○委員長

皆さんのお仕事もごございますので夜間の開催の方が基本的にはいいとは思ったのですが、私の日程が詰まっておりますして午後中心の予定となりました。

○委員

来年1月に開催される第9回の策定委員会ですが、滋賀県神社庁の恒例行事が入る予定で、1月9日、10日、14日が甲賀市内で分散して行われることから、できればその日以外で調整いただけないでしょうか。

○委員長

年明けですので事務局と相談のうえ調整させていただいて、日程はあらためてお示しさせていただくことでよろしいでしょうか。他にご質問、ご意見はございますか。

— 特になし —

○委員長

基本的なスケジュールはご説明いただいた内容で今後進めていきたいと思います。それでは次第にありました内容はすべて終了しましたが、全体を通して何か言い忘れたことや気になることがあれば伺いたいと思います。

○委員

そもそも自治基本条例が制定されている、されていないでどのような効果・影響があるのでしょうか。具体的にお示しいただければと思います。

○委員長

条例が無いと極端に困るということではありませんが、市として判断される時に、場当たり的になってしまうと「他の課ではこのように言われました」ということや、「以前はこのように言われましたけど、課長が変わり違ったことを言っています」というケースが出てくると、市民の皆さんは不信感を持たれると思います。判断の基準を内規で持っているより、条例という形で市民の皆さんにはっきりわかる方がお互いの信頼関係においてもいいのではないのでしょうか。市民の皆さんにとっても自治活動をしていくうえで「こういう場合はどうしたらいいだろう」「どこかに書いてあればいいのに」ということがあれば、条例に盛り込んでおくと、今後、活動されるときに条例を参照しながら皆さんで活動しやすくなると思います。特に自治振興会は新しい組織なので、試行錯誤されているところもあると思いますが、自治振興会と市の役割分担、自治振興会と区・自治会とのすみわけが書かれているとまちづくりが進めやすくなると思います。今後、困らないために未然に作っていくためでもあります。

○委員

自治基本条例はまちの憲法みたいなものだそうですが、条例ができたときの拘束力、条例に反した場合にどんな措置があるのでしょうか。

### ○委員長

どういう条例を作っていくかにもよるのですが、条例で罰則を設けることは可能ですが、一般的に自治基本条例で罰則規定があるところはほとんどありません。そういう意味で言うと憲法みたいなものといいながら、かなり理念的というか規範的なものを作っていくのだらうなと思います。市民のみなさんが条例に反したからどうこうというのではなく、むしろ基本的には権力を縛るためのものであり、統治する側をいかに市民がコントロールするかという、もともとはそういうものです。今回作る自治基本条例についても、市当局がその時々でやり方が変わるとか、課長さんの好みでいろんなことが決まっていくといった恣意的な行政運営ではなく、一定のルールに沿って市民の目に見える、透明な形で市行政を進めていくそのためのルールだと思います。

### ○委員

全国では自治基本条例、市民参加条例、協働のまちづくり条例などいろいろあります。自治基本条例は行政の自治の枠組みとか定めていますが、まちづくり条例というのは市をよりよくするためのルールだと思います。市民参加や協働というものも自治基本条例の中に加味していくのでしょうか。

### ○委員長

学問上では、自治基本条例と協働のまちづくり条例を一応区分して議論されたりしていますが、実際問題として言うとそれぞれの市・町の条例では一体となった内容が非常に多いです。今回、市長から諮問された内容を拝見すると、市民参加の仕組みなどを市民自治の主体者である市民の皆様との規範となるような条例策定についてと書かれていますので、今回の自治基本条例には市民参加のまちづくりや協働などについても盛り込んでいくことだと理解しています。

### ○委員

委員の皆様は代表で来られていますが、市民参加というと、現場の声、例えば、子育て真っ只中のお母さんの声も汲み取りたいと思います。公開に関して行政がホームページにて会議のことを紹介していくとのことですが、もっとタイムリーに、例えばブログやフェイスブックなどのツールを活かして、甲賀市のまちづくりのブログを立ち上げてたくさんの人に見てもらうことで、市民の方からコメントをもらい、委員の皆さんもそこで意見交換できることでつながりの場ができればと思います。

### ○委員長

ある程度、ここの中でこういうことを議論していますということや、こういう方向にしていきたいと思いますというのが固まってくるとオープンにできると思います。ある程度固まって来ると、パブリックコメントなどの制度で手を挙げていただければ

と思いますし、また、関心の高い方は傍聴に来られるでしょう。公務員の皆さんだと守秘義務がありますが、委員に皆さんは公務員ではないので、個人的にブログやフェイスブックに投げかけることで、次の会議でこんなことを言われたなどをおっしゃっていただくような、みなさんが意見を集約して会議の場で伝えてもらうことは可能ですが、事務局が組織として運営するとなると難しいのではないのでしょうか。

#### ○委員

この会議のルールは細かく書かれていますのですが、会議の場以外での委員個人の行動、言動についてのルールは一切書かれていません。ということは、どんなことを言ってもいいと思います。ですが、逆に個人プレーに陥らないことを確認しておく必要がありますし、委員会として、暗黙の了解を得ながら対応していくことが大事だと思います。

#### ○委員長

会議で、私はこんなことを言われて不愉快になったなどのことを言うのはあってはならないと思います。ただ、みなさんそれぞれの立場でこられていますので、委員会のことを所属されているメンバーに伝えることはいいと思います。その場合に、所属先から意見を汲み上げてもらってまたこの場でその意見を紹介していただくことは、単なる15人の意見だけではなく広く甲賀市市民の意見として挙げることができますので、このような工夫はしていただいて結構です。しかし、何でも言っていていいかというとももちろん違うでしょうね。ルールとして書くのは難しいですが、節度を持ってやっていただければと思います。

#### ○委員

私は代表としてこの委員会に出席している立場上、委員会で議論されたことについては所属先に伝えなければいけないと思います。個人として参加しているのではありませんので報告する義務があると思います。

#### ○委員長

それぞれのお立場があると思いますので、報告する必要があるということでぜひ果たしていただければと思います。

#### ○委員

一つ、よろしいでしょうか。議事録の関係についてはインターネット上では個人名は載せないということですが、発言については、Aさん、Bさん、Cさんという表現で話をどの部分でされたかがわかるようにしてはいかがでしょうか。

○委員長

インターネットで公開する場合に、単なる「委員」ということではなく、委員 A や委員 B という形で、誰かは特定できないけども違う人だということがわかる表記にしてはどうかということですね。しかし、ある程度は特定されやすくなりますけども。

○委員

委員 A、B とした場合、A さんばかりがしゃべっているという事がわかるし、逆に D さん E さんは発言されていないこともわかることから、私は委員 A、委員 B という表現がいいと思います。

○委員

会議録を見ていただく方にわかってもらうという一面とまた、わかっただけでなくてもいいこともあると思いますので、私はある程度の部分で「委員」という表現でとどめる議事録でいいと思います。

○委員長

両論が出ました。いかがいたしましょう。

○委員

先ほどの議論で「委員」にすると決まったのではないでしょか。決定してからこのような意見が出るのは困ると思います。

○委員

公開するのは「委員」でいいと思います。

○委員長

両論が出ていましたが、既に一度決めたことではございますので合意した意見は尊重しましょうとルールにもありましたので、「委員」という表現とします。実際公開していく上で、不都合が発生した場合はその都度考えるということによろしいでしょうか。

— 了解 —

○委員長

時間も 12 時を過ぎましたが、他に何かございますか。

— 特になし —



それでは、本日予定されていた事項については終了しました。皆様ご協力ありがとうございました。進行を事務局へお返しします。

○事務局

小林委員長ありがとうございました。また、委員の皆様におかれましても長時間にわたりありがとうございました。閉会にあたりまして、総合政策部長の岡田からご挨拶申し上げます。

■ 5. 閉会

○部長

ご審議ありがとうございました。今後、スケジュールでお示ししているように結果もそうですが、過程を大事にすることを基本姿勢として自治基本条例を策定していただきたいという考え方の元に動いております。次回以降、皆様方にとっては少し頼りない部分も出てくるかもしれませんが、行政の業務ということで固くなってしまうことが多々あるかもしれませんので、努めて柔らかいタッチでこの場の雰囲気を盛り上げていただきながら議論が深まりますようお願い申し上げ、閉会にあたってのご挨拶に代えさせていただきます。本日はありがとうございました。

○事務局

皆さんありがとうございました。連絡事項を申し上げます。委員委嘱をさせていただきましたが、皆さんの委嘱状を担当が今からお渡しいたします。また、委員報酬の報告用紙ですが次回の会議の際にご提出いただいてもかまいません。

それでは、これもちまして本日の委員会を終了させていただきます。次回の開催場所については追ってご案内をさせていただきますのでよろしくお願ひします。

本日はありがとうございました。